令和４年度第２回農業委員会総会　議事録

１．開催日時　　令和４年　５月１２日（木）　午後１時３０分から午後３時０５分

２．開催場所　　鳥取市人権交流プラザ　３階　大ホール

３．出席委員　　（２３名）

会　長	４番	濱　田　　香	会長職務代理者	６番	田　渕　　緑
委　員	１番	安　東　和　彦	委　員	１４番	福　安　　修
〃	２番	村　田　幸　範	〃	１５番	上　田　壽　一
〃	３番	河　毛　早　苗	〃	１６番	藏　内　敏　博
〃	５番	下　田　義　男	〃	１７番	砂　川　重　雄
〃	７番	建　部　憲　二	〃	１８番	依　藤　利　一
〃	８番	川　上　信　温	〃	１９番	竹　森　　潔
〃	９番	猪　口　　実	〃	２０番	香　川　　恵
〃	１０番	福　田　克　彦	〃	２１番	柳　田　和　廣
〃	１１番	中　村　　精	〃	２２番	石　谷　　隆
〃	１２番	福　田　淳一郎	〃	２３番	加　藤　　修
〃	１３番	山　田　準　二	〃	２４番	岩　永　正　司

４．欠席委員　　（０名）

委　員　　　　　　　　　　委　員

５．報告委員　　（農地利用最適化推進委員：１名）

邑美地域　　　　竹　内　七　郎

６．議事日程

第１　議事録署名委員の指名

第２　議事

議案第　８　号　農地法第３条の規定による許可申請について
議案第　９　号　農地法第４条の規定による許可申請について
議案第　１０　号　農地法第５条の規定による許可申請について
議案第　１１　号　農地転用事業計画変更申請について
議案第　１２　号　非農地証明について
議案第　１３　号　鳥取市農用地利用集積計画について
議案第　１４　号　鳥取市農用地利用配分計画について

第３　報告事項

（１）　農地法第４条第１項第８号の規定による届出書の受理について
（２）　農地法第５条第１項第７号の規定による届出書の受理について
（３）　農地転用の制限の例外（認定電気通信事業等）による事業計画書の受理について
（４）　公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
（５）　農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について
（６）　農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について

７．事務局　　谷口局長　田中局長補佐　堀係長　坂本主任

８．会議内容

	開会：午後１時３０分
事務局長	ただ今から、令和４年度第２回鳥取市農業委員会総会を開会します。 農業委員会憲章の唱和は省略します。 それでは、濱田会長にあいさつをいただきます。 （会長あいさつ）
事務局長	まず、定足数の確認ですが、本日は委員２４名全員出席であり、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により、本会は成立していることを報告します。 また、これ以降は、鳥取市農業委員会会議規則第４条第１項の規定に基づき、会長に議長として進行をお願いします。
議長	それでは、議事に入る前に議事録署名委員の指名をします。 本日の議事録署名委員は、議席番号２２番　石谷委員、２３番　加藤委員にお願いします。
議長	それでは、議事に入ります。議案第８号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	整理番号７番から整理番号１２番までの計６件あり、すべて売買による所有権移転となっています。整理番号８番ですが、先月の総会で空き家に付随した農地として別段面積が１アールに引き下げとなっています。 すべての申請が農地法第３条第２項各号の許可をすることができない事項に該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。
議長	整理番号７番を審議します。担当農業委員、依藤委員の報告をお願いします。
依藤委員	私と推進委員、事務局、譲受人で現地確認を行いました。 チェックシートに基づきすべてチェックしましたが何の問題もない案件です。
議長	質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議長	無いようですので採決に移ります。 整理番号７番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 （異議なし）
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号８番を審議します。担当農業委員、上田委員の報告をお願いします。
上田委員	先ほど事務局から説明がありましたが、整理番号８番につきましては先月の総会において承認いただいた案件で、内容的には問題ありません。
議長	質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議長	無いようですので採決に移ります。 整理番号８番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 （異議なし）
議長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。続きまして整理番号９番を審議します。担当農業委員、加藤委員の報告をお願いします。

加藤委員	昨年圃場整備が行われたが、高齢で作ることが難しく、耕作放棄地にはしたくなく、売りたいということで耕作する人を探していたところ、近くに住んでいる譲受人が息子と２人で水稲をしており栽培できるということで購入を希望されています。
議　　長	質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議　　長	無いようですので採決に移ります。 整理番号９番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 （異議なし）
議　　長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。続きまして整理番号１０番を審議します。担当農業委員、加藤委員の報告をお願いします。
加藤委員	譲渡人は機械もないし、よう作らないということです。譲受人はコメをつくっていません。麦とか野菜が中心です。今回購入希望の土地もキャベツ、麦を中心に耕作したいということで購入を予定しておられます。
議　　長	質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議　　長	無いようですので採決に移ります。 整理番号１０番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 （異議なし）
議　　長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。続きまして整理番号１１番を審議します。担当農業委員　川上委員の報告をお願いします。
川上委員	譲渡人は、１１年前におじいさんから相続されていますが、本人は仕事が忙しく、人に作ってもらっていたということで、おとどしまでは作ってもらっていたが、その方が高齢になり、耕作できなくなり、昨年は遠くの親戚に頼んで、耕うんだけしてもらって草が生えないようにしてもらっていた。 推進委員と譲受人、私の３人で農機具倉庫を確認しました。現地は推進委員と２人で事前に確認しています。 農機具庫の中には、トラクター、畦立て機、管理機、田植機、コンバイン、乾燥機などを所有しており、田植や刈取りの時には勤めている息子さんも手伝っていて何ら問題ないと判断しています。
議　　長	質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議　　長	無いようですので採決に移ります。 整理番号１１番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 （異議なし）
議　　長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号１２番を審議します。担当農業委員、村田委員の報告をお願いします。
村田委員	譲渡人は高齢のため、譲受人に購入を依頼したものです。譲受人は６反ほど水稲を栽培しており、機械も所有しており何ら問題ないと思います。 チェックシートに照らし合わせても問題ありませんでした。

議　　　長	質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議　　　長	無いようですので採決に移ります。 整理番号１２番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 （異議なし）
議　　　長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 以上で議案第８号「農地法第３条の規定による許可申請について」を終わります。 続きまして議案第９号「農地法第４条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事　務　局	整理番号２番の１件です。申請地は六反田、転用目的としては墓地となっています。農地区分は第１種農地、許可根拠は集落接続です。
議　　　長	整理番号２番を審議します。担当農業委員　福田委員の報告をお願いします。
福田（淳）委員	推進委員と申請人、私の３人で現地立会しました。現地は山裾にあり、小さな畑で家庭菜園のような野菜の作付がされていました。現在の墓は山の上にあり、墓を下に降ろしたいということでした。 チェックシートに照らしあわせても問題ありませんでした。
議　　　長	質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議　　　長	無いようですので採決に移ります。 整理番号２番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 （異議なし）
議　　　長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 以上で議案第９号「農地法第４条の規定による許可申請について」を終わります。 続きまして、議案第１０号の「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事　務　局	整理番号は６番から１０番と一時転用が整理番号１番、全部で６件となっています。 整理番号６番、申請地は福部町湯山、転用目的は駐車場、農地区分は第２種農地、許可根拠は代替地なしです。 整理番号７番、申請地は用瀬町古用瀬、転用目的は住宅建築、農地区分は第２種農地、許可根拠は代替地なしです。 整理番号８番、申請地は上味野、転用目的は駐車場、資材置場です。農地区分は第２種農地、許可根拠は代替地なしです。 整理番号９番、申請地は槙原、転用目的は太陽光発電施設、農地区分は第２種農地、許可根拠は代替地なしです。 整理番号１０番、申請地は槙原、転用目的は太陽光発電施設、農地区分は第２種農地、許可根拠は代替地なしです 整理番号、一時転用の１番、申請地は三津、転用目的は砂利採取、農地区分は農用地区域内農地、第１種農地で許可根拠は一時転用となっています。
議　　　長	それでは、整理番号６番を審議します。担当農業委員、香川委員の報告をお願いします。
香川委員	推進委員、事務局、私で現地の確認をしました。譲受人の会社は３～４年前に福部に事務所を建てられ事業を行っています。この度、事業の拡大に伴い駐車場が欲しいと探

	しておられ、事務所から１００ｍ西側にある農地が譲り受けられそうだということでの申請です。譲渡人は、高齢で、最近は畑を作ってなく、梅の木が３本あるだけで、あとは雑草が生えています。周辺の地権者からも同意をもらっており問題ないと思います。 チェックシートでチェックしましたが何の問題もないということを報告します。
議　　長	質問、意見はありませんか。 （質疑・意見なし）
議　　長	無いようですので採決に移ります。 整理番号６番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 （異議なし）
議　　長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 整理番号７番を審議します。担当農業委員の安東委員の報告をお願いします。
安東委員	推進委員２名と譲受人親子、私の５人で現地確認を行いました。この案件は息子の譲受人が父親である譲渡人の土地を借りて住宅を建てるというものです。隣地の同意書もあり、チェックシートに照らし合わせても問題なく許可相当と考えます。
議　　長	質問、意見はありませんか。 （質疑・意見なし）
議　　長	無いようですので採決に移ります。 整理番号７番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 （異議なし）
議　　長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 整理番号８番を審議します。担当農業委員の上田委員の報告をお願いします。
上田委員	譲受人は、以前にもここを資材置き場として一時転用で借りていましたが、今度は駐車場として使いたいということです。第２種農地で生産力の低い農地でありますし、隣近所に農地はありません。 チェックシートに照らし合わせても何ら問題ありませんでした。
議　　長	質問、意見はありませんか。 （質疑・意見なし）
議　　長	無いようですので採決に移ります。 整理番号８番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 （異議なし）
議　　長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 関連事案なので整理番号９番、１０番を一括で審議します。担当農業委員の加藤委員の報告をお願いします。
加藤委員	今、畑を作っている農地に太陽光発電施設を設置したいというもので、もうすでに隣の畑で太陽光発電を行っている所になります。同じ条件であり許可相当と考えます。
議　　長	質問、意見はありませんか。 （質疑・意見なし）
議　　長	無いようですので採決に移ります。 整理番号９番、１０番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございません

	か。 （異議なし）
議　　　長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 続いて一時転用の整理番号１番を審議します。担当農業委員の川上委員　報告をお願いします。
川 上 委 員	三津にある畑を砂利採取するものです。推進委員３名と私の４人で現地を確認しました。作物は何も栽培されていません。中に土地改良区の管理道があり、土地改良区は業者と協議の上ゴーサインを出しています。なんの問題もないと考えます。
議　　　長	質問、意見はありませんか。 （質疑・意見なし）
議　　　長	無いようですので採決に移ります。 整理番号一時転用の１番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 （異議なし）
議　　　長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 以上で議案第１０号「農地法第５条の規定による許可申請について」を終了します。 引き続き議案第１１号「農地転用事業計画変更申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事　務　局	整理番号１番一時転用で申請地は伏野となっています。転用目的としては砂利採取、変更内容としては期間延長です。
議　　　長	一時転用整理番号１番を審議します。担当農業委員、川上委員報告をお願いします。
川 上 委 員	現在ここを掘削していますが、需要と供給のバランスがあり期間延長は仕方がないのかなと考えます。
議　　　長	質問、意見はありませんか。 （質疑・意見なし）
議　　　長	無いようですので採決に移ります。 整理番号、一時転用の１番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 （異議なし）
議　　　長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 以上で議案第１１号「農地転用事業計画変更申請について」を終了します。 引き続き議案第１２号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事　務　局	整理番号２３番から４０番の全部で１８件となります。市街化区域は２３番、２４番、２５番の３件となっています。申請地、申請者、事由、現況につきましては議案書に記載の通りです。
議　　　長	整理番号２３番を審議します。事務局の説明をお願いします。
事　務　局	整理番号２３番、こちらは市街化区域となっています。申請地は新品治町、現況としましては建物が建築されてから２０年以上経過しており、現在も宅地として利用されて

います。
人為的潰廃地で転用の事実行為から２０年以上経過し、農地行政上も特に支障がないと認められる土地となります。

議　　　　長　質疑・意見はございませんか。
（質疑・意見なし）

議　　　　長　無いようですので、採決に移ります。
整理番号２３番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。
（異議なし）

議　　　　長　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。
整理番号２４番を審議します。事務局の説明をお願いします。

事　務　局　整理番号２４番、こちらも市街化区域になります。申請地は南吉方３丁目で、現状は昭和４５年に住宅を建築し、現在も宅地として利用しているものです。
人為的潰廃地で転用の事実行為から２０年以上経過し、農地行政上も特に支障がないと認められる土地になります。

議　　　　長　では、質疑・意見はございませんか。
（質疑・意見なし）

議　　　　長　無いようですので、採決に移ります。
整理番号２４番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。
（異議なし）

議　　　　長　異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認されました。
引き続き整理番号２５番を審議します。事務局の説明をお願いします。

事　務　局　整理番号２５番、市街化区域となっています。申請地は円護寺、現況は昭和２７年ごろに住宅を建築し、現在も宅地として利用しているものです。
人為的潰廃地で転用の事実行為から２０年以上経過し、農地行政上も特に支障がないと認められる土地になります。

議　　　　長　では、質疑・意見はございませんか。
（質疑・意見なし）

議　　　　長　以上で質疑を打ち切り、採決に移ります。
整理番号２５番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。
（異議なし）

議　　　　長　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認いたしました。
整理番号２６番を審議します。担当農業委員、下田委員の報告をお願いします。

下田委員　地元区長、ほか１名、事務局、推進委員の５名で現地確認を行いました。本件の土地は平成９年に地籍調査をされた当時、道路として利用されていたものですが、現在は原野化しています。当時、地目変更がされていなかった土地で問題ないと判断しました。

議　　　　長　では、質疑・意見はございませんか。
（質疑・意見なし）

議　　　　長　以上で質疑を打ち切り、採決に移ります。
整理番号２６番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認いたしました。
整理番号２７番、２８番、２９番は関連がありますので一括で審議します。担当農業委員、柳田委員の報告をお願いします。

柳田委員　推進委員と事務局の３名で現地確認しました。大きな雑木が生えており、孟宗竹が倒れているため進入が困難で、整理番号２９番は確認できませんでしたが、同様の状況であると思われます。以上のことから畑に戻すことは非常に困難であり、非農地とすることはやむを得ないと判断しました。

議　　長　質疑・意見はございませんか。
（質疑・意見なし）

議　　長　以上で質疑を打ち切り、採決に移ります。
整理番号２７番、２８番、２９番について原案どおり承認することに異議ございませんか。
（異議なし）

議　　長　異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認しました。
整理番号３０番を審議します。担当農業委員、猪口委員の報告をお願いします。

猪口委員　もともと果樹園があったところで、傾斜角が３０度以上あるような急な山です。２０年ほど前から放置していたということで、竹林になっていまして、伐採しても３０度以上あり畑にするわけにもいかず、果樹園も困難な状況で、そのまま竹林として農地からは除外したいと思います。

議　　長　質疑・意見はございませんか。
（質疑・意見なし）

議　　長　以上で質疑を打ち切り、採決に移ります。
整理番号３０番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。
（異議なし）

議　　長　異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認しました。
関連がありますので整理番号３１番、３２番を一括で審議します。担当農業委員、猪口委員の報告をお願いします。

猪口委員　整理番号３１番と３２番は続いていまして、道と道に挟まれた狭い土地です。所有者は決まっていますが集落で分けており、１戸当たり５ｍかける７ｍぐらいの土地です。現在は、倉庫、駐車場となっており、元に戻して耕作するということは不可能だと思います。

議　　長　質問・意見はありませんか。
（質疑・意見なし）

議　　長　以上で質疑を打ち切り、採決に移ります。
整理番号３１番、３２番について原案どおり承認することに異議ございませんか。
（異議なし）

議　　長　異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認しました。
整理番号３３番を審議します。担当推進委員、竹内委員の報告をお願いします。

竹内委員	農業委員、事務局、私の３人で現地確認しました。申請地の現状は、雑種地で約４０年間耕作されていません。現在は資材置場とされていますが、転用の事実行為から２０年以上経過し、チェックシートに照らし合わせましたが、農地行政上も特に支障のない土地であり問題ないと判断しました。
議長	質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に移ります。 整理番号３３番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 （異議なし）
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認しました。 整理番号３４番を審議します。担当農業委員、猪口委員の報告をお願いします。
猪口委員	急傾斜地にありまして、田という地目がありますが、こんなところに田んぼがあったのかと思うようなところです。現在は竹林となっています。 所有者は死亡しており、相続登記されていなくて、申請者は孫で県外在住でこちらに帰ってくることもなく、家屋は残っていますが空き家となっている状態です。場所及び所有者の状況により原野化しており、非農地として問題ないと思います。
議長	質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に移ります。 整理番号３４番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 （異議なし）
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認しました。 整理番号３５番を審議します。担当農業委員、砂川委員の報告をお願いします。
砂川委員	東京にお住まいの方が購入された家に付随した農地ですが、６０年以上前から耕作されず、チェックシートに照らし合わせても問題ありません。
議長	質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に移ります。 整理番号３５番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 （異議なし）
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認しました。 整理番号３６番を審議します。担当農業委員、福安委員の報告をお願いします。
福安委員	私と事務局、推進委員の３名で現地確認しました。申請地は国道沿いにありますが、築３０年以上経過し、現在も車庫として引き続き利用されています。 人為的潰廃地で転用の事実行為から２０年以上経過し、農地行政上も特に支障がないと認められる土地になります。承認することに問題ないと判断しました。
議長	質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に移ります。

	整理番号３６番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 （異議なし）
議　　　長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認しました。 整理番号３７番を審議します。担当推進委員、竹内委員の報告をお願いします。
竹 内 委 員	農業委員、事務局、私の３人で現地確認を行いました。現地は約４０年間耕作されていません。現在は資材置き場として利用されている状況です。転用の事実行為から２０年以上経過し、農地行政上も特に支障がないと認められる土地で、承認することに問題ないと判断しました。
議　　　長	質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議　　　長	以上で質疑を打ち切り、採決に移ります。 整理番号３７番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 （異議なし）
議　　　長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認しました。 整理番号３８番を審議します。担当農業委員、竹森委員の報告をお願いします。
竹 森 委 員	推進委員、事務局、申請者、それとここは企業の敷地の中にある土地ですので、会社の関係者、６名で現地確認しました。 経緯としては、合併前の町が開発したところで、開発地域を町が嘱託登記しようとしましたが、申請地は相続関係から嘱託登記から除外されたところです。この度相続の手続きが終わったので、非農地の申請となったものです。 人為的潰廃地で転用の事実行為から２０年以上経過し、農地行政上も特に支障がないと認められる土地となります。
議　　　長	質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議　　　長	以上で質疑を打ち切り、採決に移ります。 整理番号３８番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 （異議なし）
議　　　長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認しました。 整理番号３９番を審議します。担当農業委員、香川委員の報告をお願いします。
香 川 委 員	私と推進委員、事務局で現地確認しました。２０年以上前から耕作しておらず、現在は原野化しているところです。面積は広いですが、地図を見てわかるように半分以上は斜面です。残りの部分も小山がありアカシヤを含む雑木、雑草が繁茂し、原野化しています。チェックシートに照らし合わせても長期間耕作放棄された為自然潰廃した農地で復旧が困難な土地と認めたことを報告します。
議　　　長	質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議　　　長	以上で質疑を打ち切り、採決に移ります。 整理番号３９番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 （異議なし）
議　　　長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認しました。

	整理番号４０番を審議します。担当農業委員　加藤委員の報告をお願いします。
加藤委員	事務局、推進委員、私の３人で現地確認しました。平成４年ごろから資材置き場として利用していたが、現在は何も置いてなく原野化しつつあります。両サイドは宅地で家が建っています。所有者は県外にいて管理できない状況です。人為的潰廃地で転用の事実行為から２０年経過し、農地行政上も特に支障のないと認められる土地となります。
議長	質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に移ります。 整理番号４０番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 （異議なし）
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認しました。 以上で議案第１２号「非農地証明について」を終了します。 続きまして議案第１３号「鳥取市農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	別紙となっている農用地利用集積計画をご覧ください。利用権を設定しようとするものが新規６７件、更新３０件、計９７件となっておりまして、面積は田が２０６，９４３㎡、畑が７１，３６７㎡、樹園地その他が７４，１６３㎡、計３５２，４７３㎡となっております。権利種別の内訳は、賃借権が６３件、使用貸借による権利が３４件となっています。 農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。
議長	議案第１３号につきまして一括して質疑・意見を伺います。何かありませんか。 （質疑・意見なし）
議長	無いようですので、採決に移ります。 議案第１３号「鳥取市農用地利用集積計画について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。 （異議なし）
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。 引き続き、議案第１４号「鳥取市農用地利用配分計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	農用地利用配分計画案をご覧ください。今回、鳥取県農業農村担い手育成機構が中間管理権を取得し農業者等に配分する農地の面積は、田が１６５，９５５㎡、畑が３４，６４５㎡、樹園地が１，０１１㎡、総計２０１，６１１㎡となっています。 権利種別の内訳は、賃借権９２件、使用貸借による権利が２５件の合計１１７件となっています。 農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第４項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。
議長	一括で質問・意見を受け付けます。 （質疑・意見なし）
議長	無いようですので、採決に移ります。 議案第１４号「鳥取市農用地利用配分計画について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。

	（異議なし）
議　　　長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。 それでは、報告事項に移ります。何か質問・意見はございませんか。 報告事項 （１）　農地法第４条第１項第８号の規定による届出書の受理について （２）　農地法第５条第１項第７号の規定による届出書の受理について （３）　農地転用の制限の例外（認定電気通信事業等）による事業計画書の受理について （４）　公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について （５）　農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について （６）　農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について
議　　　長	無いようですので、以上で本日の審議を終了したいと思います。これで令和４年度第２回鳥取市農業委員会総会を閉会といたします。 閉会　午後３時０２分